

パネル VII：産学官連携：バイオテクノロジーの挑戦

Panel VII: Industry-University-Government Cooperation: The Biotechnology Challenge

モデレーター：ウィリアム・ボンヴィリアン William Bonvillian, ジョセフ・リーバーマン 合衆国上院議員オフィス 立法ディレクター, チーフスタッフ

米国における医薬品開発の最新動向の展望

Perspective on Current Trends in Drug Development in the United States

ゲイル・カッセル Gail Cassell, イーライリリー 科学担当副社長

バイオテクノロジー分野における産学連携の米国の最新動向について報告した。現在医薬品産業では、研究開発費用が増大する一方で新薬の発見・開発はますます困難になり、研究開発の生産性が低下しつつある中で、産学官連携による効果は特に感染症対策などの分野で非常に大きいと考えられるが、一方で利益相反を最小限にしながらそれぞれの役割・能力を有効に活用し、リスクを共有していくことが課題であると指摘した。

日本の公的部門はバイオメディカル研究に大きく貢献したのか？：1991-2001年における政府／大学の特許の詳細分析

Is There a Significant Contribution of Public Sector in Biomedical Research in Japan?: A Detailed Analysis of Government/University Patenting, 1991-2001

岡田 羊祐, 一橋大学大学院経済学研究科助教授

日本で過去 10 年間に導入された産学官連携推進策がバイオメディカル研究で重要な成果を生み出しているのかを探るため、詳細な特許分析を行った。大学と公的研究機関による特許出願は増加したものの、全般的にそうした特許の価値は企業によるものと比べて低いという結果を得たと報告する一方、これが本当に産学官連携が有効に行われた結果なのか、また研究者の流動性が低く、特許の保護が弱いという日本のイノベーションシステムにおいて、公的部門による特許出願を促進するのが本当に望ましいのか、さらに検討が必要であると指摘した。

ディスカッション

長井省三, 日本製薬工業協会 知的財産部長, 弁理士

大学—企業間の共同研究件数・共同研究費、大学の特許出願数で見ると、日本でも産学連携は一応進んでいると言えるが、医薬品を保護する特許は原則物質特許一件であり、数百件の特許で製品を保護するエレクトロニクスなどとは大きく異なるため、ライフサイエンス分野における産学連携の評価は量ではなく質、具体的には臨床に入ることが出来たか否かで評価されるべきであり、また国際的な競争という観点から海外の大学やベンチャー企業との連携も重要であると述べた。

討論

特許とイノベーションの関係は複雑であり、回帰分析の結果の解釈では、大学や国研の縦割り組織、研究者の労働市場の非流動性などの日本における制度的特性を考慮すべきとの指摘があった。

日本版バイドール法などの制度改革は 1999 年以降だが、研究者の特許出願への意識が高まったのは少し前で、産業出身の大学経営者の増加が大学特許の増加の背景にあるとの指摘があった。

日本では産学連携法制の歴史がまだ浅く、バイドール法は助けにはなるものの、大学組織のマネジメントも同時に変わらなければ、産学連携は効果を生まないのではないかと意見もあった。